31新都計第6295号 令和2年3月31日 新 宿 区 長 決 定

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会等に報告する基準について

区は、都市計画制度を活用する開発等について、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(令和2年新宿区条例第13号)第19条第1項に規定する審議会又は同条例第21条第1項の部会に対して、下記のとおり当該開発等に係るユニバーサルデザインまちづくりへの配慮事項等を報告するものとする。

1 対象案件

- (1) 特に大規模で不特定多数の者が利用するもの 次のいずれかに掲げる地区、街区又は区域内において新設又は改修をしようとする 都市施設のうち、周辺環境への影響が大きいもの
 - ア 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第3号に掲げる高度利用地区
 - イ 都市計画法第8条第1項第4号に掲げる特定街区
 - ウ 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区
 - エ 都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第36条第1項の都市再生特別地区
- (2) その他区長が必要と認めるもの

2 報告時期

都市計画手続に着手(企画提案書の提出等)したときは、当該案件に係る新宿区都市 計画審議会への報告の日までに報告するものとする。